



金 沢 市 公 報

第 2 6 1 9 号

平成21年(2009年)4月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について (")	2
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための居宅介護を担当させる機関の指定について (")	3
生活保護法等の規定に基づく介護扶助等のための介護予防を担当させる機関の指定につい	

て (")	3
生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の廃止について (")	4
介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	4
沿道景観形成区域の指定及び沿道景観形成区域の沿道景観形成基準を定めたことについて (景観政策課)	4
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	5
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (")	5

告 示

●金沢市告示第104号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月13日

金 沢 市 長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊自転車駐車場

金沢市営柿木島自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 169台

原動機付自転車 6台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成21年3月2日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成21年4月13日から同年7月13日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第105号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	28台	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	8台	
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	4台	
片町地区自転車等放置禁止区域	3台	
竪町地区自転車等放置禁止区域	19台	
森本駅前自転車等放置禁止区域	2台	
大額3丁目地内	1台	
四十万6丁目地内	1台	
泉3丁目地内	2台	
千日町地内	1台	
長町1丁目地内	2台	
片町2丁目地内	2台	
菊川1丁目地内	2台	
小立野2丁目地内	2台	
上辰巳町地内	1台	
間明2丁目地内	1台	
松村5丁目地内	4台	
入江3丁目地内	3台	
八日市5丁目地内	1台	
福増町地内	3台	
神宮寺1丁目地内	1台	
元町2丁目地内	2台	
大樋町地内	1台	
小金町地内	1台	

- 2 自転車等を撤去した日
平成21年3月2日から同月31日まで
- 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成21年4月13日から同年10月13日まで
- (2) 場所
金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
有限会社 オール・ウェイ 代表取締役 大田 桐彦	金沢市額新町1 丁目21番1号	オールウェイケアセンター 東山店	金沢市東山3丁 目29番16号	平成21年2月1日

●金沢市告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 北伸福社会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ 5番地	社会福祉法人 北伸福社会 デイサービスセンター朱鷺 の苑弥生	金沢市弥生2丁 目2番20号	平成21年1月1日

●金沢市告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 北伸福社会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ 5番地	社会福祉法人 北伸福社会 介護予防デイサービスセン ター朱鷺の苑弥生	金沢市弥生2丁 目2番20号	平成21年1月1日

●金沢市告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から介護機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

事業 者		事業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 北伸福祉会 理事長 北本 廣吉	金沢市岸川町ほ 5番地	社会福祉法人 北伸福祉会 デイサービスセンター朱鷺 の苑増泉	金沢市増泉2丁 目15番8号	平成20年12月31日

●金沢市告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指 定 年月日	サービスの種類	条 件 等
	名 称	所 在 地	名 称	主たる 事務所の 所在地	代 表 者				
					氏 名	住 所			
1790100158	グループ ホームふ れあいの 里	金沢市木 越町レ31 番地1	株式会社 ふれあ いの里	金沢市木 越町レ31 番地1	加波 恵 子	金沢市松 村1丁目 87番地 大徳総合 ビル202 号	平成21年 4月1日	認知症対応型共同 生活介護、介護予 防認知症対応型共 同生活介護	

●金沢市告示第111号

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例（平成17年条例第6号）第7条第1項の規定により、沿道景観形成区域を指定し、及び同条例第8条第1項の規定により、当該区域ごとの沿道景観形成基準を定めたので、同条例第7条第5項（同条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示し、沿道景観形成区域の区域図を金沢市都市整備局景観政策課において公衆の縦覧に供します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

1 沿道景観形成区域の名称及び位置

番号	区 域 名	位 置
1	西インター大通り 区域	野町2丁目、白菊町、増泉1丁目、増泉2丁目、中村町、神田1丁目、神田2丁目、新 神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、入江1丁目、入江2丁目、 入江3丁目、間明1丁目、間明2丁目、進和町、黒田1丁目、間明町、古府1丁目、古 府2丁目及び松島3丁目の各一部
2	諸江通り区域	北安江1丁目、北安江2丁目、北安江3丁目、北安江4丁目、諸江町、諸江町上丁、諸 江町中丁、諸江町下丁、割出町及び問屋町2丁目の各一部

- 2 沿道景観形成区域の指定及び沿道景観形成基準に係る区域図別図（登載省略）のとおり
- 3 沿道景観形成基準となる事項及びその内容
 - (1) 沿道景観形成基準となる事項
 - 道路及びその附属物の色彩及び意匠
 - 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の位置、面積、色彩及び表示の方法
 - 建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態
 - 宅地その他の土地の形質
 - 緑化
 - その他
 - (2) 沿道景観形成基準の内容
 - 別紙（登載省略）のとおり

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
63	株式会社 トスマク	小松市安宅新町ナ37番地	平成21年3月25日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年4月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
18	株式会社 金沢環境サービス公社	金沢市御影町23番10号	平成21年3月30日

平成21年(2009年)4月13日 印刷
平成21年(2009年)4月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄